

郵便での住民票等の請求について

住民票の全員の写し(謄本)、住民票の一部の写し(抄本)等は、住民登録地で発行します。住民登録地の市区町村へは、以下の書類を用意してご請求ください。

<必要書類について>

1. 請求書

- 別紙「住民票等交付申請書(郵送請求用)」に必要事項を記入してください。
- 様式がダウンロードできない場合は、同様の内容を便箋等に記載したものをご準備ください。
- 電話番号は、必ず記載してください。電話番号の記載がないと、請求書等に不備があった場合に電話をかけられず、郵送でのやり取りになってしまい、時間がかかってしまいます。

※ 申請書には、必ず自署又は押印をお願いいたします

2. 本人確認書類の写し

- ◎ 提示が一つ(1種類)で済むもの(国又は地方公共団体の機関が発行したもの)
個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード・特別永住者証明書(みなしカードを含む)、身体障害者手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)、 等
- ◎ 提示が二つ(2種類)必要なもの
①の中から二つ、又は①から一つと②から一つ。(②二つでは不可)

①	国民健康保険などの被保険者証(保険証)、国民年金などの年金証書、年金手帳、住民基本台帳カード(顔写真なし)、生活保護受給者証、等
②	社員証、学生証、本人名義の預金通帳、公共料金の領収証、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、等

3. 返信用封筒

- 送り先の住所・氏名を記入し切手を貼ってください。速達を希望する場合は速達料を追加してください。数が多くなるときには定形外の封筒でご準備ください。
- 返信先住所は、請求者の住民登録地か本人確認書類に記載されている住所に限られます。
- 郵送料は、お客様負担になります。なお、切手の料金不足が生じた場合には、受取人払いで発送させていただきます。

4. 手数料

- 次のどちらかをご準備ください。(どちらも郵便局で取り扱っています。)
定額小為替(無記名のもの)
現金書留
※切手や収入印紙は手数料として受け付けできません。
※手数料はお釣りのないようお願いいたします。ただし、請求内容によっては、1通ではおさまらない

場合もありますので、多めに手数料をご準備ください。(余った際には、差額を定額小為替でお返しいたします。)

※手数料の額は市区町村によって異なりますので、お確かめのうえご請求ください。(米沢市では1通400円です。)

＜請求者の要件について＞

1. 本人からの請求

- 上記4つの書類を揃えて申請して下さい。

2. 本人から依頼されて請求する場合

- 上記4つの書類に加えて、代理権限が確認できる書面(委任状または承諾書)が必要になります。

3. 第三者が請求する場合

- 具体的に請求事由を明らかにすること、またはそのことを証明する資料等の提出することが必要になります。また請求事由によっては、証明書の発行をお断りすることがあります